

第11回過労死等防止対策推進協議会(H30.4.24)における 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」見直しについての主な意見

<大綱の見直し全体について>

- 大綱により対策が進んでいるが、過労死に歯止めがかからない。過労死等防止対策推進法で定められた4つの対策(調査研究等、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動支援)の中に、法律の名にふさわしい対策を位置づけ、強化して欲しい。
- 上位概念である「ハラスメント」を明示した上で、個別のパワハラ、セクハラ、マタハラに係る予防・防止対策等を記載すべき。
- 産業医の業務負荷増となる中、産業医による面接指導などが確実に実施されるよう、産業医と衛生管理者等産業保健スタッフとの連携による役割分担の工夫が必要。また、医療従事者の勤務環境改善については、医師を中心として記載しているが、看護師等も含めて記載すべき。
- 公務員について、公務災害を申請できる権利があることや、相談先をしっかりと周知徹底して欲しい。
- 労働者の属性に応じた対策について、若年労働者のほか高年齢労働者、障害者である労働者についても、調査研究の対象とし、対策も記載すべき。
- 若年労働者の過労死を減らすための特別な配慮など、若年労働者に対する対策を具体的に記載し、実効性をもたせるよう項立てしてほしい。
- 公務職場の36協定締結と、労基法第33条第3項「公務のために臨時の必要がある場合」についての厳格な運用が必要。
- 宿泊業はインバウンド等で忙しいなか、これからますます忙しくなることが予想される。こういった過労死等のリスクが上がってくる業種はケアしていく必要がある。

<数値目標について>

- 勤務間インターバル制度の認知度を上げる取組を進め、全企業・労働者の認知度を100%、導入企業割合100%を目指して欲しい。
- 勤務間インターバル制度については、まず周知し、理解することが導入の前提なので、制度について「知らない」とする企業割合を圧倒的に減らすことが重要。
- 勤務間インターバル制度について、導入の好事例を共有するなど周知の取組が必要。また、助成金の積極的な活用も含め、関係団体に働きかけ、普及促進に向けた支援をお願いしたい。さらに、助成金の活用について数値目標を掲げてはどうか。
- 勤務間インターバル制度について、時間の設定に幅を持たせながら導入企業を増やす目標とすべき。例えば導入企業割合10%の目標を掲げ、方向感を示すことが重要。
- 勤務間インターバル制度について、最低連続休息時間を労働協約や就業規則で定めることが重要であり、目標に具体的数値を記載せず普及に取り組み、導入企業の割合を高めるという表現としてはどうか。
- 今年の春闘では、働き方改革や労働時間に対する取組が議論されており、これまでとは認識が違うので、こうした動向を踏まえ議論すべき。
- 勤務間インターバル制度は過労死を防止できる重要な決め手であり、企業規模別の導入目標の設定もあり得る。